

議案第 5 2 号

世田谷区立北沢学園中学校における学校運営協議会の設置

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

(提出者)

世田谷区教育委員会
教 育 長 知久 孝之

(提案説明)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」に基づき、学校運営協議会を置く学校（地域運営学校）を新たに設置するため、本案を提出する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」に基づき、下記のとおり学校運営協議会を置く学校（地域運営学校）を設置する。

記

- 1 新規に設置する学校及び所在地
世田谷区立北沢学園中学校
世田谷区北沢四丁目3番20号（旧北沢小学校設置場所）
- 2 設置年月日
令和8年4月1日

令和7年8月19日
地域学校連携課
教育相談課

世田谷区立北沢学園中学校における学校運営協議会の設置

1 主旨

令和8年4月に開校予定の区立北沢学園中学校（学びの多様化学校）について、令和7年3月に策定した「世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画」に基づき、学校運営協議会を設置する学校（地域運営学校）として設置・運営するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」に基づき、地域運営学校として新たに指定する。

2 学校運営協議会について

学校運営協議会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会から任命された委員が一定の権限と責任を持ち、学校の運営や必要な支援について協議を行う合議制の機関である。学校運営協議会の役割には、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認や、学校運営に関する意見を教育委員会や学校長に述べるなどがある。

学校運営協議会を置く学校は「地域運営学校（コミュニティ・スクール）」と呼ばれ、学校と保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みとなっている。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入され、区では平成17年度から段階的に学校運営協議会の設置を開始し、平成28年度に全区立小・中学校への設置を完了した。

3 学校運営協議会の設置

「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」第3条2項に基づき、北沢学園中学校への学校運営協議会の設置にあたり、地域住民、生徒の保護者、及び学校長の意見を聴取する。また、同規則第3条3項に基づき、学校運営協議会の設置について、その旨を同校の学校長に通知するとともに、告示する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月	東京都への学校運営協議会設置届出書の提出 文教常任委員会報告
令和8年 4月	北沢学園中学校の開校 学校運営協議会の設置